

昭和二十五年十二月八日受領
答弁第一四九号

(質問の一四九)

内閣衆質第一四九号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出傷い、者の街頭募金禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林百郎君提出傷い者の街頭募金禁止に関する質問に対する答弁書

傷い者の保護については、政府においてもこれが対策に万全を期し、傷い者で生活に困窮しているものに対しては生活保護法を適用してその自立を助長し、また、身体障害者に対しては身体障害者福祉法を適用してその更生を援助する等保護の徹底に鋭意努力を続けている次第である。地方公共団体においても同様の努力が続けられているところであり、条例で街頭募金に関する一般的な取締を行っている地方公共団体はあつても、特に傷い者の街頭募金を条例で禁止している事例は聞いていないし、募金の目的、方法、使途等が適当と認められれば許可せられる筈である。

右答弁する。